

2025年（令和7年）4月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 改定されます

- 入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に
下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額	
70歳未満	高齢受給者・後期高齢者	R7年3月31日まで	R7年4月1日から
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並所得（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 一般	490円	510円
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ） 入院90日超	230円	240円
		180円	190円
	低所得（Ⅰ）	110円	110円
指定難病患者・小児慢性特定疾病患者		280円	300円